

情報本部達第 8 号

任命権に関する訓令（昭和 36 年防衛庁訓令第 4 号）、人事評価に関する訓令（平成 28 年防衛省訓令第 56 号）、表彰等に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 49 号）等の規定を実施するため、情報本部の人事業務実施に関する達を次のように定める。

平成 23 年 7 月 26 日

情報本部長 空将 下平 幸二

改正 平成 25 年 9 月 24 日情報本部達第 10 号(第 1 次改正)

改正 平成 27 年 10 月 1 日情報本部達第 14 号(第 2 次改正)

改正 平成 28 年 10 月 1 日情報本部達第 11 号(第 3 次改正)

改正 平成 29 年 4 月 17 日情報本部達第 11 号(第 4 次改正)

情報本部の人事業務実施に関する達

情報本部の人事業務実施に関する達（平成 9 年情報本部達第 11 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この達は、情報本部に勤務する隊員の任免、補職及び表彰等に関する業務を実施するため必要な事項を定め、業務の円滑な実施に資することを目的とする。

（昇格及び昇任）

第 2 条 部長及び通信所長（以下「部長等」という。）は、所属する事務官及び技官（以下「事務官等」という。）で、昇格有資格者に該当する者については、別に示す期日までに昇格有資格者名簿（別紙様式第 1）を提出するものとする。

2 部長等は、所属する自衛官で、昇任有資格者に該当する者については、別に示すところにより意見を提出するものとする。

(異動及び補職)

第3条 部長等は、所属する事務官等で、異動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第30条の2第1項に規定する「昇任」、「降任」又は「転任」による官職への任命をいう。以下同じ。）を必要とする者については別に示す期日までに、異動予定者名簿（別紙様式第2）を提出するものとする。

2 部長等は、所属する自衛官で、当該年度における補職替を必要とする者について、別に示すところにより意見を提出するものとする。

(異動日数)

第4条 異動、異任、補職替及び配置替による異動日数は、別表の異動日数基準表によるものとする。

(配置指定等)

第5条 部長等は、人事発令に基づき、所属する隊員の配置指定及び職務指定（以下「配置指定等」という。）を行うものとする。

2 部長等は、配置指定等を行った場合には、職位組織図（別紙様式第3）を作成して速やかに報告するものとする。

(休職又は復職)

第6条 部長等は、所属する事務官等を休職又は復職させる必要があると認められる場合には、当該発令日の20日前までに、休（復）職上申書（別紙様式第4）を提出するものとする。

2 部長等は、所属する自衛官を休職又は復職させる必要があると認めるときは、別に示すところにより上申等を行うものとする。

(退職)

第7条 部長等は、所属する事務官等の退職（定年退職を除く。）については、順序を経て退職希望日の20日前までに退職願（別紙様式第5）を提出するものとする。

2 部長等は、所属する自衛官の退職（定年及び任期満了による退職を除く。）については、退職希望日の40日前までに、陸上自衛官にあっては陸上自衛隊人事業務規則（陸自達第21-6号）第28条によるほか本部長の定める退職予定隊員事前情報（別紙様式第6）を、海上自衛官にあっては別に示すところにより、航空自衛官にあっては本部長の定める退職願等（別紙様式第7の1～3）をそれぞれ提出するものとする。

（再任用等）

第8条 部長等は、所属する事務官等の再任用に必要な手続き等について、別に示すところにより行うものとする。

2 部長等は、所属する自衛官の再任用に必要な手続き等について、別に示すところにより行うものとする。

3 部長等は、所属する自衛官の情報の総合的な分析又は画像情報及び地理情報若しくは通信情報の収集及び分析に関する業務に従事する自衛官への認定に必要な手続き等について、別に示すところにより行うものとする。

4 部長等は、自衛官から事務官等への任用に必要な手続き等について、別に示すところにより行うものとする。

（選抜試験等）

第9条 部長等は、所属する自衛官の選抜試験等に必要な手続き等について、別に示すところにより行うものとする。

（経歴管理調査書等）

第10条 部長等は、所属する事務官等に対して、毎年10月1日現在で事務官等経歴管理調査書（別紙様式第8）（以下「調査書」という。）を作成させ、別に示す期日までに1部を提出するものとする。なお、次の各号に掲げる場合には、その都度調査書を作成させ、速やかに提出するものとする。

(1) 病休、休職等特別な事情により未作成の者が、作成可能になったとき。

(2) 情報本部以外の機関等からの転入で調査書が移管されなかったとき。

2 部長等は、所属する自衛官に対して、別に示すところにより経歴管理調査書等を作成させ、提出するものとする。

(懲戒処分等)

第11条 通信所長は、懲戒処分（戒告を除く。）を行うに当たり、あらかじめ（処分の2週間以内を基準）懲戒権行使の承認申請書（別紙様式第9）及び懲戒権行使の意見書（別紙様式第10）により承認を受けるものとする。

2 通信所長は、戒告を行った場合には、その違反行為の概要と宣告書の写しを、訓戒又は注意を行った場合には、訓戒書又は注意書の写しをそれぞれ速やかに報告するものとする。

(昇給)

第12条 部長等は、所属する事務官等の昇給について、別に示すところにより、昇給資格者を報告するものとする。

2 部長等は、所属する自衛官の昇給について、別に示すところにより昇給資格者を報告するものとする。

(人事評価の評価の系統等)

第13条 人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号）の規定に基づく人事評価の評価の系統等及び苦情への対応のための体制については、別に示す。

(賞詞)

第14条 賞詞の授与は、表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号。以下「表彰訓令」という。）第5条、第6条、第7条の規定に基づくもののほか、次の各号に掲げる場合に授与する。

(1) 車両操縦に当たり、良好な勤務成績をもって次に示す走行距離を無事故、無違反で走行した者（以下「車両無事故表彰」という。）

ア 5級賞詞 車両無事故走行累積距離が2万キロメートル以上に達

した場合

イ 4級賞詞 車両無事故走行累積距離が5万キロメートル以上に達した場合

ウ 3級賞詞 車両無事故走行累積距離が15万キロメートル以上に達した場合

エ イからウまでの間において、第4級賞詞を授与するにあたっての走行距離（新たな累積5万キロメートル）に達した場合は重ねて授与できるものとする。ただし、第5級賞詞（新たな累積2万キロメートル）については重ねて授与しないものとする。

(2) 隊員自主募集に当たり、良好な勤務成績をもって次に示す募集成果を上げた者（以下「隊員自主募集表彰」という。）

ア 5級賞詞 当該年度内において1名以上の成果を上げた場合

イ 4級賞詞 当該年度内において3名以上、又は2年連続2名の成果を上げた場合

ウ 3級賞詞 当該年度内において5名以上、2年連続4名又は3年連続3名以上の成果を上げた場合

2 部長は前項に該当するものについて、通信所長は前項に該当するもののうち自己表彰権を超える級について、次の各号に掲げる要領により上申するものとする。ただし、情報本部長が包括的に授与すべきのもと認める場合及び隊員自主募集表彰の上申要領等については、その都度示す。

(1) 表彰訓令第5条、第6条、第7条の規定によるもの

第3級賞詞については別紙様式第11の1、第4級賞詞及び第5級賞詞については別紙様式第11の2によるものとする。

(2) 車両無事故表彰によるもの

別紙様式第11の3によるものとする。

3 通信所長は、表彰訓令第34条に規定する表彰実施報告を行う場合は、同訓令別表第7の表彰理由概要の欄に防衛記念章の種別を合わせて記

載し、報告するものとする。

(精勤章)

第15条 部長等は、3月1日及び9月1日に所属する自衛官について、3月5日及び9月5日までに精勤章被授与者名簿（別紙様式第12）を提出するものとする。

(善行褒賞)

第16条 善行褒賞については、職務に基づかない道德上の模範的行為であって、人命の救助、消火作業、犯人逮捕の協力及び社会事業への寄与に該当した場合について授与するものとする。

2 部長等は、前項に該当する者について、善行褒賞上申書（別紙様式第13）を提出するものとする。

(感謝状)

第17条 部長等は、感謝状を贈与すべき事項に該当する事実を認めた場合は、感謝状上申書（別紙様式第14）を提出するものとする。

(永年勤続者表彰者の報告)

第18条 部長等は、翌年度において永年勤続者表彰に該当する者の予定数を、毎年12月10日までに報告するものとする。

(叙位又は叙勲の詮議対象者の報告)

第19条 部長等は、隊員の叙位又は叙勲の詮議対象者が退職又は死亡した場合には、退職者については退職日の20日前までに、死亡者については速やかに、それぞれ履歴書（別紙様式第15）及び功績調書（別紙様式第16）により報告するものとする。

附 則

この達は、平成23年7月26日から施行する。

附 則（平成25年9月24日情報本部達第10号）

この達は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日情報本部達第14号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日情報本部達第11号）

この達は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年4月17日情報本部達第11号）

この達は、平成29年4月17日から施行する。